箱づくり法研究会会則

第1条（名称）

　　本会は平成27年1月25日に設立され「箱づくり法研究会」（通称：箱研）と呼称する．

　　箱づくり法の英語表記はMake-A-Box Test Battery：MABOTとする．

第2条（住所・事務局）

1．本会本部を次の住所地に置く．

　　　〒381-2227　長野県長野市川中島町今井原11-1

　　長野保健医療大学内

2．本会本部は事務局を長野保健医療大学内に置く．

　　　連絡先:〒381-2227　長野県長野市川中島町今井原11-1

　　　長野保健医療大学リハビリテーション学科作業療法学専攻　　栗林　美智子

TEL:026-283-6111　FAX:026-283-6122　E-mail:kuribayashi.michiko@shitoku.ac.jp

第3条（目的）

　　本会は作業療法における卒後研修・生涯学習の場として研修会を開催し，作業療法および作業面接としての箱づくり法についての知識と技術の向上を図るとともに，箱づくり法の普及による臨床能力の啓発と相互研鑽を目的とする．

第4条（事業）

　　本会は第3条の目的達成のために以下の事業を行う．

1. 年間6回の定例研修会（症例検討会および学術研究報告）の開催．
2. 年1回の全国研修会の開催と運営．
3. 他の団体の開催する箱づくり法に関する研修会への協力．
4. 日本作業療法学会，長野県作業療法学術大会，及び作業療法に関連する学会における研究成果の発表．
5. 箱づくり法に関する教材の開発と普及．
6. その他，本会の目的達成に必要と認めた事業．

第5条（会員）

会員は会の目的に賛同する作業療法士で，日本作業療法士協会会員及び各都道府県作業療法士会会員であり，入会の申し込みをした個人とする．

第6条（入会）

1．入会を希望するものは本会事務局に申込み,年会費を納入する．

2．退会しようとする者は事務局に届け出る．但し既納会費は返付しない．

第7条（役員及び役員の職務など）

1. 本会には代表者1名，事務局担当者若干名（事務局長：財務担当，事業・学術担当者若干名）を置く．必要により顧問を置く．
2. 顧問は必要に応じて役員会などに出席し助言を与える．

3. 代表者は会の運営を統括する．

　　　代表者：早川　昭　940-1106　新潟県長岡市

TEL　0258-34-7533　　E-mail： [rp848488@fa3.so-net.no.jp](mailto:rp848488@fa3.so-net.no.jp)

1. 事務局は年度当初に事業計画（定例研修会・全国研修会など）を立案し，全国研修会の運営と定例研修会を主管する．学術活動や特別な事業は，必要に応じて担当者を選任する．
2. 財務は全国研修会など，本会の事業の収支を管理する．
3. 役員は会員の互選で選任し再任を妨げない．

第8条（総会，会の構成）

1. 本会の会議は，総会，役員会，事業別運営会議とする． 総会は年1回対面もしくはweb開催とし，事業報告及び会計報告，事業計画について報告する．
2. 役員会，事業別運営会議は事務局が必要に応じて開催する．

第9条（認定研究会）

　　1.　本会が定める会則第３条（目的）と同様の目的を有すると考えられる組織から，認定の申請があった場合には本会で適切な審査を行ったうえ『認定研究会』として認める．

　　２．『認定研究会』に関する詳細については細則にて定める．

第10条（会費）

　　会員は細則に定める年会費を収める．

第11条（会計年度）

　　本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までの１カ年とする．

第12条（会則の修正）

1. 本会の会則の修正は総会の承認を得るものとする．
2. 細則は代表者および事務局担当者からなる役員会の合議により変更することができる．

附　則

本会の会則および細則は，平成27年１月25日から施行する．

本会の会則および細則は，令和４年3月27日から施行する．

本会の会則および細則は，令和5年5月28日から施行する．

本会の会則および細則は，令和７年4月27日から施行する．

箱づくり法研究会施行細則

第1条

　　本会の運営に必要な事項はこの細則に定める．

第2条

　　細則の立案・決定および修正は，会則第12条第2項により役員会が行う．

第3条

　　会則第10条に定める年会費は4,000円とする．

第4条

定例研修会の開催と進行については、別途定めた箱づくり法研究会オンライン定例会実施ガイドラインに基づいて実施する．

第5条

　　全国研修会の運営スタッフについては以下を確認事項とする．

1. 臨床・教育で3例以上の実施経験があり，本研究会が認めた者に限り，箱づくり法全国研修会においてTA(ﾃｨｰﾁﾝｸﾞｱｼｽﾀﾝﾄ)として参加者の演習に同席し，援助・指導することができる．
2. 全国研修会および事例検討会でTA実施経験があり，本研究会が認めた者に限り，箱づくり法全国研修会においてSV(ｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ)として発表時のフィードバックや全体の総括をおこなうことができる．

第6条

会員の個別指導については以下を確認事項とする．

1. 実施例についてのデータの検討・考察に関する質問や相談は，必要なデータをパスワード使用のファイルで学術担当者に送付して助言を求める．
2. 学術担当者は，必要に応じて個人指導者を選定して連絡する．
3. その他箱づくり法の実施に関する，疑義や不明な点に関しては学術担当者が窓口となり，役員会あるいは運営会議で検討する．

第7条（認定研究会）

　　1. 本会と同様の目的を有する組織から認定の申請があった場合には，申請があった組織の目的，所在，代表者名，会則，所属会員，研修会などについて，本会事務局を中心とした役員間で審査を行い，その結果をその組織に通知する．

　　2.　本会と認定研究会の年会費は同額とする．

　　3.　本会と認定研究会が実施する研修会などの情報は可能な限り共有する．

　　4.　本会の「箱づくり法研究会 事例検討会実施要項」に基づく本会及び認定研究会が実施するweb事例検討会に，本会及び認定研究会の会員は相互に無料で参加することができる．

　　5.　本会及び認定研究会が実施する4.項以外の各種事業については，本会及び認定研究会がそれぞれの方針に基づき実施する．

　　6.　本会が開発した教材などを認定研究会あるいは認定研究会の会員が入手を希望する時には，本会は販売等に関して一定の配慮をする．